

国立大学法人東京農工大学研究データポリシー解説

(令和6年3月18日大学情報委員会決定)

改正 令和6年9月19日大学情報委員会

東京農工大学(以下「本学」という。)は、「東京農工大学憲章」において、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学およびその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念として掲げている。

この基本理念を実現させ、研究データを適切に管理・公開するとともに利活用を促進するため、本学における研究データポリシー(以下「ポリシー」という。)を以下のとおり定める。

- (1) 本学の基本理念については、「使命志向型教育研究－美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE: Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth)と標榜し、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人類が直面している課題の解決に真摯に取り組むこととしている。この基本理念は、「学長ビジョン」等にも共通している。
- (2) 本学及び本学の研究者が、研究に関わる研究データを適切に管理・保存し、公開を行うことは、研究データの価値を認め、これを保護することであり、研究者自身が将来にわたり優れた研究を行うために、また、本学における将来の研究を守るために重要である。
- (3) 本学で実施される研究活動は、多様な研究分野、研究者が携わることにより成り立っており、研究分野や学部等によって状況が異なることから、実効性を高めるための必要な具体的な取り組みは、学部等で実施することが望ましい。大学は、ガイドライン等のひな形の作成等、実効性を高める取り組みについて支援を行う。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程において収集又は生成されたあらゆる情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

- (1) 「研究データ」とは、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果(以下「研究成果」という。)を導出するために必要とした各種データ等のことをいう。研究活動の過程、あるいは研究の結果として収集、生成されるデータだけではなく、それらを加工した研究データ、解析・分析したデータ、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要としたデータ、それらのデータを説明する資料も含まれ、デジタルデータだけではなく、紙(研究ノート等)、写真等、非デジタルの媒体に記録されたものも含まれる。研究データは、結論を導くための根拠、研究結果の検証、仮説の検証に使用される。

- (2) 研究者が、以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。
- (3) これらの研究データは、東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(平成 27 年 4 月 1 日教規程第 23 号)第 37 条に基づき、適切に保存する必要がある。

(研究データの例)

研究ノート
観測データ
写真・画像
アンケート
標本・サンプル
統計的なデータファイル
派生データ・編集データ

(出典)

- ・ 国立情報学研究所 教材「オープンサイエンス時代の研究データ管理」
- ・ 国立情報学研究所 教材「研究データ管理サービスの設計と実践」

(研究者の範囲)

2. 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者をいう。ただし、本学と雇用関係のない者（学生含む）についても本学において研究活動をしている場合は、これを含める。

次の場合については、教員の関与のもと、本ポリシーで定める研究者の役割を果たすこととする。

- (1) 学生・研究生については、研究指導教員（副研究指導教員がいる場合は同教員を含む。）の指導に基づいて研究データの管理を行う。特に、データを公開しようとする場合は、指導教員の確認を必要とする。
- (2) 学生がリサーチアシスタント等として研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究に関するデータの管理については、同教員の指導に基づいて行う。
- (3) 各種制度に基づいて受入れた（雇用関係のない）研究員、招聘研究者については、システムの利用可否など研究環境が一樣でないため、受入教員と相談の上、それぞれの研究環境に応じて同教員の支援を受けながら研究データの管理を行う。
- (4) 他大学等の所属であっても、本学に所属する研究者が研究代表者を務める研究グループの構成員として研究を行う場合、ここでいう研究者に含まれるかどうかは、資金配分機関が求める条件等を勘案し、研究代表者が決める。

(研究データの管理)

3. 研究データは原則として、それを収集または生成した者が権利を有し、管理する責務を負う。ただし、法令および本学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権

利および法的利益を害さないものとする。

研究活動の過程、あるいは研究の結果として収集、生成されるデータだけではなく、それらを加工した研究データ、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。

- (1) 研究データを収集または生成した者は、その管理について責務を負うものとする。研究データの管理については、法令および本学の規程上許される範囲内にて、それらを収集または生成した研究者自らが判断、決定し適切に管理するものとする。
- ただし、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合(例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合)には、それらを害してはならない。

(研究者の役割と責務)

4. 研究者は研究分野の特性等を考慮の上、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に保存・管理し、利活用を促進する。公的資金による研究については、資金提供機関からの義務付け等方針についても留意の上、可能な場合は研究者の判断に基づき研究データを公開する。

研究者は、研究実施にあたり、研究データの保存・管理、公開・利活用について、以下の責務を果たすものとする。

本項では、研究データに関わる一連の行為の中でも、「知的成果の社会還元」を重視している。ここでいう利活用とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、及び公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

- (1) 研究者は、法令、契約及び本学の規程等を遵守し、第三者の権利及び法的利益を害さない範囲内において研究活動を行う。
- (2) 研究実施前には、研究室等における責任ある研究データ管理体制の整備を行い、研究プロジェクトごとの研究データ管理計画を策定する。また、外部機関と共同研究等を行う場合は、研究データの収集／処理／引用／利活用／保存について共同研究契約書等への明記を行う。
- (3) 研究実施時には、「研究活動の履歴が確認可能である研究活動期間中の適切な研究データの管理と保存」、「研究成果の根拠となる研究データの確実な保存」、「堅実な学術継承のための研究データの保全」、「機微な研究データの取扱いに関する責任ある対応」を行う。
- (4) 研究実施後には、研究成果をとりまとめ、全ての研究データから「保存する研究データ(終了後も保存し管理する研究データ)」と「破棄する研究データ(終了後、適切な方法で処分する研究データ)」に分類・管理する。
- (5) 「保存する研究データ」については、定めた保存期間は適切に保存し、保存期間終了後には破棄、移譲、又は公開等により適切に処理する。
- (6) 研究分野の特性等を踏まえて「公開」「共有」「非公開」を決定する。研究データの公開に際

しては、FAIR原則（注1）に則って公開することが望ましい。また、それぞれの研究分野における法的小よび倫理的要件、契約、規程等に基づく特段の定めがある場合は、その条件に従う必要がある。

なお、公的資金による論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましい、と定められている（注2）。さらに、公的資金のうち2025年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者に対し、該当する競争的研究費による査読付き学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づけられている（注3）。これらも考慮し、可能な限り、研究データの共有と公開を行う。

(7) 研究が終了した場合若しくは自身が異動・退職等により本学で研究活動を行わなくなった場合には、関係者と協議の上、研究データ管理権限の委譲又は保持について決定し、適切に実施する。

注1：FAIR原則

2014年にFORCE11での議論に基づき作成されたデータ公開・共有に関する原則のこと。

Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の頭文字を取った略語。

（出典）

- ・ FORCE11「FAIR原則」日本語訳：<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>
- ・ FORCE11「The FAIR Data Principles」：<https://force11.org/info/the-fair-data-principles/>
- ・ 大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン：<https://rdm.axies.jp/sig/70/>

注2：「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」より

2-4. 研究データの公開・共有の考え方

本考え方において、「研究データの公開」とは、一般に任意の者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。また、「研究データの共有」とは、アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。

公的資金による研究データについては、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理・利活用を行う必要がある。具体的には、公的資金による論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましい。

ただし、その際、研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要がある。

（出典）

- ・ 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方：
https://www.mext.go.jp/content/20210608-mxt_jyohoka01-000015787_06.pdf

注3：「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」より

(1) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

- ・ 公的資金のうち 2025 年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける。
- ・ 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、学術論文を主たる成果とするものとし、関係府省が定める。
- ・ 即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。

(出典)

- ・ 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針：

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

(大学の役割と責務)

5. 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備する。

- (1) 本学の研究データポリシーに従って、研究者が適正な研究データ管理・公開を実現できるよう、本学は以下のような支援を行う。

- A) 研究データ管理・公開に関する周知、法務又は契約関連等を含む各種アドバイス、教育研修等、研究者に必要な支援を関連部局と協力して提供する。
- B) 本解説を研究者に正しく実施させる。そのための活動を実施・支援する。

- (2) 本学の研究データポリシーの主旨及び本解説を尊重した上で、部局等内の分野の特性等に応じて研究データ管理・公開に関して独自の規定等を策定することは、これを妨げない。

(その他)

6. 社会情勢等の学術を巡る状況の変化に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（2021～2025 年度）や「統合イノベーション戦略 2023」令和 5 年 6 月閣議決定等において、公的資金によって生み出された論文や研究データ等の研究成果は広く還元されるべきものとして、公的資金による研究データの利活用・促進について施策が示されている。これら国の施策に基づき本ポリシーを策定しているが、研究データの管理・公開・利活用のあり方は、社会情勢、国の施策、関連法令の改正、学術を巡る状況の変化に応じて本ポリシーについても適宜見直しを行うものとする。